

令和3年9月13日

北本市長 三宮 幸雄 様

北本市議会議員 桜井 卓

基本合意書の締結延期の申入れ

令和3年9月9日付けで、市長から議長に対し、新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書の締結について通知されました。

議会では、令和2年12月22日に「新ごみ処理施設の整備に当たり慎重かつ丁寧な対応を求める決議」（以下、「決議」という。）を全会一致で可決しました。決議では、「3 広域処理だけでなく、単独による処理や脱炭素化を目指した焼却によらない処理、エネルギーの活用等、あらゆる可能性について財政負担、環境負荷、市民の分別の負担等の調査・比較検討を行い、その結果を公表すること。」としています。この調査のための費用について、市長は令和3年度一般会計当初予算に700万円を計上し、議会でもこれを認めましたが、調査は実施されておりません。調査の報告書は、令和3年第1回定例会の私の総括質疑において田中市民経済部長が「今後、市の基礎資料とするほか、現在設置している鴻巣市との勉強会での活用も視野に入れております。」と答弁しており、広域処理を行うから不要になるというものではありません。

また、決議では「4 今後のごみ処理の在り方については、予め市民や市議会の意見を聴くとともに、十分な共通理解及び合意形成を図ること。」としましたが、決議の後、市民や市議会の意見は聴いていません。令和3年第1回定例会の黒澤議員の総括質疑においても市長は「関係市町村での検討、協議を進めていく一方で、議会や市民の皆様様の御理解と協力が得られるよう進めていく必要があると考えております。（中略）新ごみ処理施設の整備に当たりましては、慎重かつ丁寧に進めてまいります。」と答弁しましたが、これが議会や市民の理解、協力が得られる進め方、慎重かつ丁寧な進め方でしょうか。決議から約8か月の間に、議会や市民の理解と協力が得られるような努力もしておらず、現段階での基本合意書の締結は到底容認できません。

また、合意内容に「施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。」とありますが、建設予定地の決定に至る経緯が全く示されていません。鴻巣行田北本環境資源組合による建設候補地の決定は2市1町とは別の団体による意思決定である上、当該組合による施設整備は白紙解消となっており、建設予定地を郷地安養寺地内とする根拠がありません。今回の基本合意は、決議を無視しているだけでなく、内容にも疑義があります。

以上のことから、令和3年9月16日に予定している新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書の締結を延期するよう申し入れます。